

所管課	子ども・福祉部子ども子育て課															
施策の大綱	まちづくりの目標(章)		施策分野(節)		施 策											
	第2章 共生共感都市		06 児童・ひとり親 家庭福祉		03 ひとり親家庭の自立を促進する											
事業：ひとり親家庭福祉推進事業													整理 番号	0074		
目 的	ひとり親家庭の自立															
目 標	ひとり親家庭の自立促進															
事業費・財源	事業費(決算額)(千円)		496,936		コスト 情報・ 評価	総コスト (千円)		506,085		総合 評価 B 評価理由	妥当性		A			
	財源内訳	一般財源		326,066		内訳	事業費		496,936		効率性		A			
		国府支出金		169,414			人件費		9,149		有効性		B			
		地方債		0			公債費		0		就労支援により就労者が増加した。 児童扶養手当を適正に支給した。					
		その他特定財源		1,456			一人あたり(円)		4,531							
							世帯あたり(円)		10,709							
貢献度	施策に対する 事業貢献度		A		根拠	就労支援により就労者が増加した。										
今後の方向性	引き続き就労支援の強化を図る。															

事業 優先順位		1	細事業：児童扶養手当支給事業				整理 番号		12						
目 的		児童扶養手当を支給することによってひとり親家庭の生活の安定と自立の促進を通じて、児童の健全育成を図る													
目 標		児童扶養手当を適正に支給する。													
事業 実施主体		直営		事業開始 年		平成14年度以前		根拠 法令		児童扶養手当法					
事業費・財源	財源 内訳			平成25年度	平成24年度	比 較		コスト 情報・従 事職員数 参考			平成25年度	平成24年度	比 較		
		事業費（決算額）（千円）		480,739	485,864	-5,125			総コスト（千円）		486,839	493,006	-6,167		
		一般財源		319,494	322,060	-2,566			内 訳	事業費		480,739	485,864	-5,125	
		国庫支出金		159,789	160,120	-331				人件費		6,100	7,142	-1,042	
		地方債		0	0	0				公債費		0	0	0	
		児童扶養手当過払金		1,456	3,684	-2,228			一人あたり（円）		4,359	4,367	-8		
				0					世帯あたり（円）		10,302	10,455	-153		
				0					参 考	職員数（人）		0.80	0.90	-0.10	
				0						再任用職員数（人）		0.00	0.00	0.00	
		今後 の方向性		法令に従い適正に実施する。											
評 価	妥当性		効率性		有効性		対象者	離婚等により父又は母がいない家庭の児童のほか父（母）の行方不明、遺棄等によるひとり親家庭の児童を養育している人							
	A		A		B										

事業：ひとり親家庭福祉推進事業

ひとり親家庭の自立を促進することを目的に次の事業を実施した。

1. 児童扶養手当支給事業

児童扶養手当法に基づき、離婚、死別、遺棄等により父若しくは母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童又は政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満の児童）が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与することにより児童の健全な育成を図ることを目的として支給した。

2. 母子生活支援施設入所事業

夫の暴力等で保護が必要な母及び児童を当該施設に入所させることで、保護するとともに当該母子の自立促進を図った。

3. 母子自立支援事業

母子自立支援員による各種相談業務や自立支援プログラム策定員による就労支援を実施した。

また、ひとり親家庭の父又は母が就労に有利な資格取得を支援するため給付金の支給を行った。

4. 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭等の自立を促進するため、一時的に生活援助が必要な場合や日常生活を営むのに支障が生じている場合にホームヘルパー3級以上の資格を有する家庭生活支援員を派遣することにより母子家庭等の生活の安定を図った。

細事業：児童扶養手当支給事業

1. 児童扶養手当支給事業

離婚、遺棄等によるひとり親家庭等世帯について、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童（政令で定める程度の障がいがある場合は20歳未満）をその母若しくは父又は養育者が監護しているとき、生活の安定と自立の促進に寄与することにより児童の健全な育成を図ることを目的とし、その母若しくは父又は養育者に児童扶養手当を支給した。

平成25年度の手当の支給状況は次の表のとおりであった。

受給者区分	受給者数（延べ）		支給額
	全部支給者（人）	一部支給者（人）	
母	7,191	4,607	459,486,070円
父	224	293	17,710,640円
養育者	24	60	2,690,440円
合計	7,439	4,960	479,887,150円